

地球温暖化防止設備(塗料) 助成制度(平成25年度)

	問い合わせ窓口	助成金額算出方法	限度額	適用箇所
千代田区	環境安全部 環境・温暖化対策課 エネルギー対策係 03-5211-4256	助成対象経費(税抜き)の1/2または4,500円/㎡のいずれか小さい額	30万円 住宅、共同住宅、事業所	屋上・外壁
中央区	環境土木部 環境推進課 温暖化対策推進係 03-3546-5406	導入費の20%	住宅10万円、共同住宅所有者70万円、事業所20万円、共同住宅管理組合70万円	屋根・屋上
港区	環境リサイクル支援部 環境課地球環境係 03-3578-2111	工事に要する経費の1/2または4,500円/㎡のいずれか小さい額	住宅(個人)60万円、共同住宅(管理組合等)150万円、事業所(法人、個人事業者)150万円	屋根・屋上
新宿区	環境清掃部 環境対策課 エコライフ推進係 03-5273-4267	塗料材料費全額	個人30万円 住宅、共同住宅	屋根・屋上
台東区	環境課 普及啓発・みどり担当 03-5246-1281	施工費用の1/2または2000円/1㎡のいずれか小さい額	15万円 住宅、共同住宅、事業所	屋根・屋上
墨田区	区民活動推進部 環境担当 環境保全課 環境管理担当 03-5608-6207	工事に要する経費の20%	戸建・事業所20万円、分譲集合住宅3000㎡未満50万円、3000~3500㎡未満60万円、3500~4000㎡未満70万円、4000~4500㎡未満80万円、4500~5000㎡未満90万円、5000㎡以上100万円	屋根・屋上・壁(各箇所全面 物理的に無理な場合を除く)
江東区	環境清掃部 温暖化対策課 03-3647-6124	塗料材料費全額(下地処理材含む)	住宅(個人)20万円、集合住宅(管理組合、事業者)150万円、事業所(事業者)20万円	屋根・屋上
品川区	都市環境事業部 都市計画課 住宅運営担当 03-5742-6777	区内業者に発注して行う工事費の10%	区民20万円、マンション管理組合100万円、賃貸住宅オーナー(企業対象外)100万円	屋根・屋上・外壁
目黒区	住宅課 居住支援係 03-5722-9878	リフォームに対して工事費(見積金額と実際の工事金額のうち低いほう 税抜き)の5%	10万円 住居用住宅、マンション、区分所有住宅の場合専有部分のみ(企業対象外)	屋根・屋上・外壁・内壁
大田区	まちづくり推進部 住宅課 03-5744-1343	リフォームに対して工事費の10%または区の助成制度、保険給付制度を活用した場合工事費の5%	20万円 または区の助成制度、保険給付制度を活用した場合10万円(企業対象外)	屋根・屋上・外壁・内壁
世田谷区	世田谷区都市整備部 住宅課 03-5432-2499	経費の15%相当の額および30万円のうちいずれか低い額(耐震工事の助成と合わせた場合) 経費の10%相当の額および20万円のうちいずれか低い額(耐震工事の助成がない場合)	30万円(耐震工事の助成と合わせた場合)または20万円(耐震工事の助成がない場合)(企業対象外)	屋根・屋上
渋谷区	都市計画課 都市計画係 03-3463-2619	リフォームに限る。消費税を除く工事費用の20%(千円未満は切り捨て)	10万円(企業対象外)	屋根・外壁・内壁
北区	生活環境部 環境課 環境政策係 03-3908-8603	塗布面積1,000円/㎡または助成対象経費の1/2 のいずれか小さい額	10万円 住宅・事業所用(小規模、個人商店など)集合住宅共有部分(マンション管理組合、オーナーが住居の場合対象)(企業対象外)	屋根・屋上・外壁・内壁
足立区	環境政策課管理係 03-3880-5935	リフォームに限る。消費税を除く工事費用が5万円以上の場合。	全て足立区内で購入15,000円、それ以外の地域で購入10,000円(企業対象外)	屋根・外壁・内壁
葛飾区	環境課 温暖化・エネルギー対策係 03-5654-8228	助成対象経費の1/4の額または施工面積1,000円/㎡のいずれか小さい額	個人住宅20万円、集合住宅(マンション管理組合、所有する中小企業者等)100万円、事業所(事業用途に供する部分)40万円	屋根・屋上・壁等

2013年4月 時点

※詳細は各区の問い合わせ窓口にてご確認ください。